第76回 定時株主総会 招集ご通知

日時

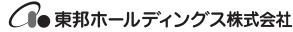
2024年6月27日 (木曜日) 午前10時

※午前9時受付開始予定

場所

東京都世田谷区代沢五丁目2番1号 当社 代沢本館6階大会議室

| 第76回定時株主総会招集ご通知 1 株主総会参考書類 第1号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。)6名選任の件 5 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 9 第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度の改定に基づく当社取締役 (監査等委員であるものを除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件 12 事業報告 15 計算書類 33 監査報告書 37 | | |
|---|---|---|
| 第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件 5 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 9 第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度の改定に基づく当社取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件 12 事業報告 15 計算書類 33 | 第76回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| を除く。) 6名選任の件 5 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 9 第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度の改定に基づく当社取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件 12 事業報告 15 計算書類 33 | 株主総会参考書類 | |
| 任の件 9 第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度の改定 に基づく当社取締役(監査等委 員であるものを除く。)に対する 譲渡制限付株式の付与のための 報酬内容の改定の件 12 事業報告 15 計算書類 33 | | 5 |
| に基づく当社取締役 (監査等委員であるものを除く。) に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件 | | 9 |
| 計算書類33 | に基づく当社取締役(監査等委 員であるものを除く。)に対する 譲渡制限付株式の付与のための | 2 |
| | 事業報告1 | 5 |
| 監査報告書37 | 計算書類3 | 3 |
| | 監査報告書3 | 7 |



証券コード:8129

(発送日) 2024年6月5日 (電子提供措置の開始日) 2024年5月31日

株主各位

東京都世田谷区代沢五丁目2番1号 東邦ホールディングス株式会社 代表取締役CEO 有 働 敦

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)に ついて電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますの で、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://ir.tohohd.co.jp/ja/stock/meeting.html



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。 以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスの上、「銘柄名(会社名)」に 「東邦ホールディングス」、または「コード」に当社証券コード「8129」(半角)を入力・検索 し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 /株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

【東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、行使期限であります**2024 年6月26日 (水曜日) 午後5時まで**に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

- ・当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイト において、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

1. 日 時 2024年6月27日 (木曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号 当社 代沢本館6階大会議室

- 3.目的事項報告事項
- 1. 第76期(自2023年4月1日 至2024年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第76期(自2023年4月1日 至2024年3月31日)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度の改定に基づく当社取締役 (監査等委員 であるものを除く。) に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書、計算書類の個別注記表

従って、株主様に対して交付する書面は、監査報告および会計監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 書面およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に 限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権のご行使をお願い申しあげます。

議決権を行使する方法には、以下の3つの方法がございます。



株主総会に出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、 同封の議決権行使書用紙を 会場受付へ ご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日(木曜日) 午前10時



書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に 議案の賛否を ご表示の上、 ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時到着分まで



インターネット等で 議決権を 行使する方法

次ページの案内に従って、 議案の賛否を ご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) **午後5時完了分まで**

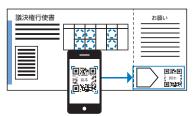


インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく 議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

→ 議決権行使書用紙右下に 記載のQRコードを読取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 以降は画面の案内に従って 替否をご入力ください。 □



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(注)QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト



https://www.web54.net

1

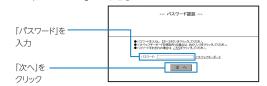
議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。





以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 プリーダイヤル (受付時間 午前9時~午後9時)

(注)管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件

本総会終結の時をもって現任の取締役(監査等委員であるものを除く。) 6名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く。) 6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、取締役候補者の選定につきましては、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会での審議を経ております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から特段の指摘事項はございませんでした。 取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | | 氏 名 | | 当期における 取締役会出席状況 |
|-------|--------------------|-----------------|----|--------------------|
| 1 | 再任 うどう | n あつし 加 敦 | 男性 | 130/130 (100%) |
| 2 | 再任 枝膚 | | 男性 | 13回/13回(100%) |
| 3 | 再任 ラまた | i あきら 日 明 | 男性 | 13回/13回(100%) |
| 4 | 再任 ^{soot} | たけま 竹生 | 男性 | 13回/13回(100%) |
| 5 | 再任 多日 | まさみ 回 美 | 女性 | 13回/13回(100%) |
| 6 | 再任 おらかれ | | 男性 | 13回/13回(100%) |

再任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 7 月 東邦薬品株式会社 (現 当社) 入社

2009年 4 月 東邦薬品株式会社執行役員

2012年 7 月 同社取締役

2015年 6 月 同社常務取締役

2015年 6 月 当社執行役員

2016年 6 月 東邦薬品株式会社取締役副社長

2016年 6 月 当社取締役

2017年 6 月 東邦薬品株式会社代表取締役副社長

2017年 6 月 当社常務取締役

2019年 6 月 東邦薬品株式会社取締役 (現任)

2019年 6 月 当社代表取締役社長 COO

2020年 6 月 当社代表取締役社長

2022年 6 月 当社代表取締役CEO (現任)

■ 所有する当社株式の数

20.000株

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

有働敦氏は、当社代表取締役CEOを務め、当社グループの経営および事業活動ならびに長年にわたる営業部門責任者としての豊富な知識・経験を有しております。また、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長を務め、当社グループのリスク管理、コンプライアンス強化の推進を図っております。これまで培った経験を活かし、今後もグループ経営全般を牽引する立場で、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上へのさらなる貢献を期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

[当社における地位および担当]

「当社における地位および担当」

代表取締役CFO

代表取締役CEO

2 枝 廣 弘 巳

(1952年5月14日牛)

再 任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4 月 東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災 保険株式会社)入社

1985年 9 月 常盤薬品株式会社 入社

2000年8月同社代表取締役社長

2012年 6 月 当社監査役

2015年 6 月 東邦薬品株式会社代表取締役社長

2015年 6 月 当社取締役

2017年 6 月 当社取締役副社長

2019年 6 月 東邦薬品株式会社取締役

2019年 6 月 当社代表取締役副会長 CFO

2020年 6 月 東邦薬品株式会社代表取締役会長

2020年 6 月 当社取締役

2022年 6 月 東邦薬品株式会社取締役 (現任)

2022年 6 月 当社代表取締役CFO (現任)

■ 所有する当社株式の数

39.100株

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

枝廣弘巳氏は、当社代表取締役CFOを務め、当社グループの経営および事業活動ならびに長年にわたる管理部門責任者としての豊富な知識・経験を有しております。また、投資委員会の委員長を務め、規律ある投資の推進を図っております。これまで培った経験を活かし、今後もグループ経営全般を牽引する立場で、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上へのさらなる貢献を期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

 うま だ あきら

 2
 ■ □

明 (1965年4月16日生)

再 任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 3 月 東邦薬品株式会社 (現 当社) 入社

2009年 4 月 東邦薬品株式会社執行役員

2012年 7 月 同社取締役

2015年 6 月 同社常務取締役

2015年 6 月 当社執行役員

2016年 6 月 東邦薬品株式会社専務取締役

2016年 6 月 当社取締役

2019年 6 月 東邦薬品株式会社代表取締役社長 (現任)

2019年 6 月 当社専務取締役

2022年 6 月 当社専務取締役COO (現任)

■ 所有する当社株式の数

28.400株

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

馬田明氏は、当社専務取締役COOおよび東邦薬品株式会社の代表取締役社長としての豊富な知識・経験を有しております。 また、サステナビリティ推進委員会の委員長を務め、サステナビリティ経営に向けた取り組みの推進を図っております。 これまで培った経験を活かし、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上へのさらなる貢献を期待し、引き続き選任をお願い するものであります。

[当社における地位および担当]

[当社における地位および担当]

取締役

東邦薬品株式会社 代表取締役社長

専務取締役COO

[重要な兼職の状況]

まつ たに たけ お

谷 竹 生 (1966年4月20日生)

再 任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1992年2月東邦薬品株式会社(現当社)入社

2001年 6 月 同社取締役

2007年 6 月 同社常務取締役

2008年6月 同社専務取締役

2009年 4 月 当社取締役 (現任)

2013年 6 月 九州東邦株式会社常務取締役

2015年 6 月 同社代表取締役社長

2017年 6 月 東邦薬品株式会社取締役副社長 (現任)

2023年6月 九州東邦株式会社取締役会長(現任)

■ 所有する当社株式の数

62.628株

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

松谷竹生氏は、当社の取締役を務めており、また、九州東邦株式会社の代表取締役を歴任し、その豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を活かし、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上へのさらなる貢献を期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

再 任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

2004年12月 東邦薬品株式会社(現当社)入社 2020年5月 東邦薬品株式会社薬事情報部長(現任) 2020年6月 当社取締役(現任) 〔当社における地位および担当〕 取締役 薬事統括部長 兼 品質保証室長

[当社における地位および担当]

取締役 医薬品製造販売事業管堂

■ 所有する当社株式の数

1.500株

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

多田眞美氏は、当社の取締役を務めており、また、薬事部門責任者として、その豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を活かし、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上へのさらなる貢献を期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

むら かわ けん た ろう

6 村 川 健 太 郎 (1959年2月28日生)

再 任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4 月 第一製薬株式会社(現 第一三共株式会社)入社

2016年 4 月 同社執行役員医薬営業本部東京支店長

2018年 4 月 同社執行役員医薬営業本部営業企画部長

2019年 4 月 第一三共エスファ株式会社代表取締役社長

2022年 4 月 同社取締役

2022年 6 月 当社入社

2022年 6 月 当社取締役 (現任)

■ 所有する当社株式の数

4.300株

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

村川健太郎氏は、当社の取締役を務め、また、これまで製薬企業において要職を歴任し、医薬品製造販売事業における豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を活かし、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上へのさらなる貢献を期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告の「4.会社役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。取締役候補者の各氏が原案どおり選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。 つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | | 氏 名 | | 当期における 取締役会出席状況 | 当期における 監査等委員会出席状況 |
|-------|----|-------------------|-------|--------------------|----------------------|
| 1 | 再任 | かもや よしあき 加茂谷 佳明 | 男性 独立 | 130/130 (100%) | 80/80 (100%) |
| 2 | 再任 | こたに ひでひと 小谷 秀仁 | 男性 独立 | 130/130 (100%) | 80/80 (100%) |
| 3 | 新任 | ゔとう ちぇ 後藤 千惠 | 女性 社外 | _ | _ |

か も や よし あき

加茂谷 佳 明 (1955年10月25日生)

再 任 │ 社外取締役 │ 独立役員

[当社における地位および担当]

社外取締役 (監査等委員)

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4 月 塩野義製薬株式会社 入社

2009年 4 月 同社執行役員業務部長 兼 東京支店長

2011年 4 月 同社常務執行役員

2017年 4 月 同社上席執行役員 東京支店長

2020年 4 月 同社顧問 (現任)

2020年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

■ 就任期間(本総会終結時)

4年

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

加茂谷佳明氏は、塩野義製薬株式会社での経営管理部門の責任者としての豊富な経験や、日本製薬工業協会流通適正化委員会委員 長、日本製薬団体連合会保険薬価研究委員会委員長等の要職を歴任するなど、医薬行政に関する高い見識を有しております。2020 年より当社社外取締役に就任以来、これらの経験・見識に基づき、取締役会において当社の持続的な成長に向けた助言・提言をい ただくとともに、客観的・中立的な立場から当社の経営を監督いただいております。

また、指名報酬委員会の委員長として、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等の審議に独立した立場から関与いただいております。以上の理由により、今後も客観的・多角的な視点による当社への助言や、適切な監督に貢献いただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

2 小谷秀仁

(1967年12月27日生)

再 任 社外取締役

独立役員

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1994年 4 月 ファイザー社 (米国) コネチカット州世界中央研究所 入社

1998年 1 月 万有製薬株式会社 (現 MSD株式会社) 入社 2009年 7 月 同社執行役員コーポレートサービス担当 兼 社 長室長

2012年 3 月 同社副社長執行役員営業本部長 兼 社長室長

2012年3月 メルク社(米国)バイスプレジデント

 2015年9月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社(現 PHCホールディングス株式会社)代表取締役社長 CEO 兼 CTO

2019年 9 月 Frederick Research合同会社代表社員(現任)

2022年2月 ノボキュア株式会社代表取締役(現任)

2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

■ 就任期間(本総会終結時)

2年

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小谷秀仁氏は、2022年より当社社外取締役に就任以来、ファイザー社、万有製薬株式会社(現MSD株式会社)、メルク社での要職の歴任や、パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社(現PHCホールディングス株式会社)の代表取締役として企業経営に携わった経験と製薬・医療機器・医療IT業界における豊富な見識に基づき、取締役会において当社の持続的な成長に向けた助言・提言をいただくとともに、客観的・中立的な立場から当社の経営を監督いただいております。また、指名報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等の審議に独立した立場から関与いただいております。

以上の理由により、今後も客観的・多角的な視点による当社への助言や、適切な監督に貢献いただくことを期待し、引き続き社外 取締役としての選任をお願いするものであります。

で とう ち え 後 藤 千 惠

(1958年11月30日生)

新任

株式会社アバントグループ 社外取締役(監査等委員)

さくら共同法律事務所 パートナー

「重要な兼職の状況」

社外取締役

独立役員

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4 月 株式会社ソシエ・ワールド 入社

1988年 4 月 株式会社東京学生進路資料室 入社

1994年 9 月 山田&パートナーズ会計事務所 入所

2006年10月 弁護士登録 さくら共同法律事務所 入所

公認会計十登録

2011年 1 月 さくら共同法律事務所 パートナー (現任)

2021年9月 株式会社アバント (現 株式会社アバントグルー

プ) 社外監査役

2022年9月 同社社外取締役(監査等委員)(現任)

■ 就任期間 (本総会終結時)

一年

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

後藤千惠氏は、弁護士および公認会計士としての幅広い見識と他社での社外役員としての豊富な経験を有しており、弁護士、公認会計士の活動を通じて培った企業法務や会計に関する専門的知見を活かして当社の経営およびその監督を遂行していただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

〔当社における地位および担当〕 社外取締役(監査等委員)

[重要な兼職の状況]

Frederick Research合同会社 代表社員 ノボキュア株式会社 代表取締役

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 加茂谷佳明、小谷秀仁、後藤千惠の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、加茂谷佳明および小谷秀仁の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が原案どおり選任された場合、引き続き両氏は独立役員となる予定であります。また、後藤千惠氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
 - 4. 当社と加茂谷佳明および小谷秀仁の両氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 5.後藤千惠氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
 - 6. 当社は、監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告の「4.会社役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の各氏が原案どおり選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度の改定に基づく当社取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

本議案は、現行の譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)を改定し、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。以下「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第68回定時株主総会において、年額7億円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)としてご承認いただいており、また、2017年6月29日開催の第69回定時株主総会において、当該報酬等の額の範囲内で、本制度に関する報酬等の額を年額55百万円以内(うち社外取締役分は年額5百万円以内)として設定することにつきご承認いただいております。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社の取締役会において決定することといたします。

今般、当社は、対象取締役の在任期間中を通じた当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、従来の「3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」から「譲渡制限付株式の割当日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職等する日までの期間」とすることのほか、本制度の内容を一部改定することといたしたいと存じます。

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を、2021年1月22日開催の取締役会において 定めておりますが、本議案は、当該決定方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与す るために必要かつ合理的な内容となっており、また、対象取締役に1年間に発行又は処分さ れる株式総数の発行済株式総数(2024年3月29日時点)に占める割合は0.1%以下でありま す。そのため、本議案の内容は相当なものであると考えております。

現在の対象取締役は6名でありますが、第1号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内(うち社外取締役分は年3,000株以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)

(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該普通株式の総数を合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、当該発行または処分をされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式の発行または処分を受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社の取締役会において決定するものといたします。また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していることおよび当社と対象取締役との間で以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結していることを条件として支給するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約に基づき、譲渡制限付株式の割当日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職等する日までの期間(ただし、当該退任または退職等する日が、譲渡制限付株式の割当日の属する事業年度3ヶ月を経過した日よりも前の時点である場合には、当社取締役会において、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができるものとする。以下「改定後譲渡制限期間」という。)、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、改定後譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、改定後譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、改定後譲渡制限期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職等した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

— 13 —

(3)無償取得

当社は、改定後譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、改定後譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、改定後譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、この場合には、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記(1)乃至(4)のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

事業報告(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 当連結会計年度の事業の状況
 - ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における医療用医薬品市場は、2023年4月に中間年の薬価改定が実施されるなど、引き続き医療費抑制策の推進による影響を受けたほか、医療用医薬品の供給状況において一部製品の出荷調整が継続するなど、先行き不透明な状況が続きました。当社グループにおいては、コロナ検査試薬や検査キットの売上が前年度に比べて大きく減少したものの、コロナ関連製品全体の売上については当初想定していたほどの減少には至らず、スペシャリティ医薬品をはじめとする取扱卸を限定する製品の売上が引き続き伸長したことや、一部の製薬メーカーによる流通体制の変更などにより、売上・利益とも前年度を上回る結果となりました。

また、当社グループは、2023年5月に2024年3月期から2026年3月期までの3年間の中期経営計画2023-2025「次代を創る」を新たに策定し、(1)事業変革、(2)成長投資・収益性向上、(3)サステナビリティ経営、(4)資本効率の改善と株主還元の向上、の4つを基本方針として掲げ、積極的なアライアンスやDXの推進などにより持続的成長と企業価値向上のための具体的施策に取り組んでおります。

事業変革においては、「卸売事業の変革」を推進すべく、2023年7月に東邦薬品株式会社において営業部門を中心とした大幅な組織変更を行い、地域に根ざした取り組みを推進するための二次医療圏をベースとした営業体制に再編すべく検討を加速しております。変革の大きなテーマに医薬と検査薬の融合を掲げ、医薬MSと検査薬MSによる共同プロモーション等を推進するとともに、事業拠点の統廃合やMSとEMS (注1) の役割の明確化による営業と配送の効率化にも取り組みました。また、積極的なアライアンスにより、最先端技術と当社独自の顧客支援システムをはじめとする様々な機能との融合による新たな付加価値創造を図るため、国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)と連携研究ラボを設立し、ユニバーサルメディカルアクセス (注2) の構築を目的とした共同研究をスタートさせたほか、オンライン医療事業や臨床開発デジタルソリューション事業等を展開する株式会社MICINと資本業務提携を行い、6つの分科会から構成されるプロジェクトチームを立ち上げ、一部の事業では協業を開始しております。

成長投資・収益性向上のための取り組みについては、今後、市場成長が期待される再生医療等製品の取り扱いを開始するとともに、適正流通に向けた体制を構築するため、

東邦薬品株式会社内に再生医療管理室を新設いたしました。また、投資案件の財務視点、 事業戦略視点での妥当性や収益性、成長性、リスク等を検証することで規律ある投資を 実行するため、取締役会の諮問機関として「投資委員会」を設置いたしました。

サステナビリティの推進については、短期および中長期的なCO2排出量削減目標を策定し、その達成に向けて物流センターや事業所において再生可能エネルギー由来の電力プランへの切り替え、太陽光パネルの設置やEV車の導入を進めております。また、2024年3月からはノボノルディスクファーマ株式会社が日本で初めて試験運用を開始する、使用済みプレフィルド型ペン型注入器のリサイクルプロジェクト「ReMed™使用済み医療機器に、新たな使命を。」に東邦薬品株式会社ならびに当社グループ薬局15店舗が参画し、プラスチック廃棄物(フットプリント)の削減に貢献しております。

資本政策においては、政策保有株式の継続的な縮減や、2回の自己株式取得(各60億円、合計120億円)を実施し、2回目に取得した株式についてはその全株を消却するなど、資本効率の改善と株主環元の向上に取り組みました。

また、これらの中期経営計画の取り組みを加速し、その実効性を高めるため、重要な経営戦略や事業戦略等について議論・検討を行う「経営戦略委員会」を取締役会の諮問機関として設置することを決定いたしました。さらに、2024年3月には東邦ホールディングス株式会社の組織を再編し、経営戦略本部と物流・システム企画本部を新設し、具体的施策の取り組み強化を図っております。

当連結会計年度の業績は、売上高1,476,712百万円(前期比6.1%増)、営業利益19,331百万円(前期比18.1%増)、経常利益21,787百万円(前期比13.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益20,657百万円(前期比51.5%増)となりました。

なお、当連結会計年度より、従来営業外収益として計上していた情報提供料収入等を 売上高に含めることといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会 計年度の情報提供料収入等についても売上高に組替えを行っております。

医薬品卸売事業

医薬品卸売事業においては、解熱鎮痛薬や鎮咳薬、去痰薬、麻しんワクチン等の需給ひっ迫による出荷調整への対応に努めました。スペシャリティ医薬品をはじめとする、取扱卸を限定する製品の売上は引き続き順調に伸長しており、一部の製薬メーカーによる流通体制の変更も売上に寄与いたしました。医療機関との価格交渉においては個々の製品価値と流通コストに見合った単品単価交渉に継続して努め、顧客支援システムについては動画やリモートディテーリング(注3)を活用したプロモーションの強化、ドラッグストアを中心とした『ENIFvoice』シリーズの導入促進、『ENIF』から『FutureENIF』

への切り替えの推進、『病院なびホームページサービス』の提案強化等に取り組みました。これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,424,488百万円(前期比6.3%増)、セグメント利益(営業利益)19,453百万円(前期比39.0%増)となりました。

調剤薬局事業

調剤薬局事業においては、中期経営計画の重要施策である「調剤薬局事業の変革」を 実践すべく、事業会社の再編や採算性を重視した新規開局と閉局を行うとともに、在宅 専門診療所との連携強化に取り組みました。また、デジタル化への対応を進めるため、 処方箋送信機能と電子お薬手帳を備えたポータルアプリ『共創未来 薬局けんこうナビ』 の提供を開始いたしました。当連結会計年度の業績は患者さまの受診抑制の回復に伴い 処方箋応需枚数が増加した一方で、地域支援体制加算の経過措置が終了したことなどに より技術料が減少し、売上高は93,789百万円(前期比1.6%増)、セグメント利益(営業 利益)は1,546百万円(前期比36.4%減)となりました。

医薬品製造販売事業

医薬品製造販売事業においては、自社で構築した独自の検証システムに基づく徹底した品質管理と、計画的な生産・調達体制の構築により、高品質・高付加価値な医薬品の安定供給に取り組みました。また、共創未来ファーマ株式会社が販売するジェネリック医薬品が200床以上の大病院において1,000軒を超える採用をいただくまでになりました。これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高10,593百万円(前期比6.5%増)、セグメント利益(営業利益)755百万円(前期比12.6%減)となりました。

その他周辺事業

その他周辺事業における当連結会計年度の業績は、売上高6,147百万円(前期比7.4%減)、セグメント利益(営業利益)448百万円(前期比27.9%減)となりました。

- (注1) EMSとは、配送担当者のことであります。
- (注2) ユニバーサルメディカルアクセスとは、医療・介護者のスキルの多寡に関わらず、誰もが不安なく質の高い医療・介護を提供できる仕組みであります。また、住む場所に関わらず、災害・緊急時でも、必要十分な医療・介護にアクセスできる、究極の医療アクセシビリティのことであります。
- (注3) リモートディテーリングとは、医療従事者に専門担当者がオンライン経由で情報を提供することであります。
- (注4) セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

◇各部門別の売上高は、次のとおりです。

| | 部 | 門 | | 売 上 高 (百万円) | 構 成 比 (%) | 前期比増減(%) |
|---|-------|---------------|---|-------------|-----------|----------|
| 医 | 薬品 | 卸 売 事 | 業 | 1,375,794 | 93.2 | 6.4 |
| | 医薬 | 用医薬 | 8 | 1,216,951 | | |
| | 検 | 査 | 薬 | 75,565 | | |
| | そ | \mathcal{O} | 他 | 83,277 | | |
| 調 | 剤 薬 | 局 事 | 業 | 93,774 | 6.3 | 1.6 |
| 医 | 薬 品 製 | 造 販 売 事 | 業 | 2,442 | 0.2 | 16.0 |
| そ | の他 | 周 辺 事 | 業 | 4,701 | 0.3 | △5.7 |
| 合 | | | 計 | 1,476,712 | 100.0 | 6.1 |

(注) 外部顧客への売上であります。

② 設備投資の状況

当社グループの設備投資の総額は4,162百万円であり、このうち主なものは、医薬品卸売事業における営業拠点等の新設・改修であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年5月31日開催の取締役会決議に基づき、2028年満期ユーロ円建転換社 債型新株予約権付社債を発行し、22,110百万円を調達いたしました。

(2) 財産および損益の状況

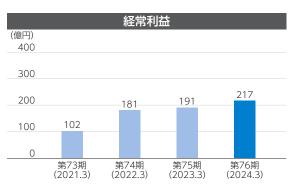
① 企業集団の業績および財産の状況の推移

| | 区 | 分 | | 第73期 (2021.3) | 第74期 (2022.3) | 第75期 (2023. 3) | 第76期 (当連結会計年度) (2024.3) |
|----------|--------|---------|-------|------------------|------------------|-------------------|-------------------------------|
| 売 | 上 | 高 | (百万円) | 1,210,274 | 1,266,171 | 1,392,117 | 1,476,712 |
| ——— 経 | 常 | 利益 | (百万円) | 10,289 | 18,182 | 19,176 | 21,787 |
| 親会社 | 株主に帰属す | る当期純利益 | (百万円) | 4,989 | 13,379 | 13,630 | 20,657 |
| 1 株 | き当たり | ノ 当 期 純 | 利益 | 70円77銭 | 189円70銭 | 196円70銭 | 320円14銭 |
| 総 | 資 | 産 | (百万円) | 683,181 | 702,376 | 715,288 | 773,427 |

(注) 第76期より、情報提供料収入等の表示方法を営業外収益から売上高に変更しており、第75期について は、当該表示方法の変更を反映した数値を記載しております。









② 当社の業績および財産の状況の推移

| | 区 | 分 | | 第73期 (2021.3) | 第74期 (2022.3) | 第75期 (2023. 3) | 第76期 (当事業年度) (2024.3) |
|---|------|------|-------|------------------|------------------|-------------------|-----------------------------|
| 売 | 上 | 高 | (百万円) | 11,382 | 7,308 | 13,039 | 12,515 |
| 経 | 常利 | 益 | (百万円) | 6,840 | 2,080 | 7,260 | 4,883 |
| 当 | 期純和 | · 益 | (百万円) | 10,245 | 4,014 | 9,655 | 13,118 |
| 1 | 株当たり | 当期 純 | 利益 | 145円29銭 | 56円91銭 | 139円32銭 | 203円27銭 |
| 総 | 資 | 産 | (百万円) | 260,028 | 254,760 | 253,452 | 267,428 |

⁽注) 第76期より、情報提供料収入等の表示方法を営業外収益から売上高に変更しており、第75期については、当該表示方法の変更を反映した数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (連結子会社)

| 会 社 名 | 資本金 (百万円) | 議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|----------------|--------------|--------------|-------------|
| 東邦薬品株式会社 | 300 | 100.00 | 医薬品卸売業 |
| 九州東邦株式会社 | 522 | 100.00 | 医薬品卸売業 |
| 株式会社セイエル | 95 | 100.00 | 医薬品卸売業 |
| 株 式 会 社 幸 燿 | 72 | 100.00 | 医薬品卸売業 |
| 株式会社スクウェア・ワン | 100 | 100.00 | 不動産賃貸業 |
| 株式会社東邦システムサービス | 10 | 100.00 | 情報処理業 |
| ファーマクラスター株式会社 | 10 | 100.00 | 調剤薬局事業の管理事業 |
| 株式会社ファーマダイワ | 100 | 100.00 | 調剤薬局の経営 |
| 株式会社J.みらいメディカル | 100 | 100.00 | 調剤薬局の経営 |
| 株式会社清水薬局 | 67 | 100.00 | 調剤薬局の経営 |

| 会 社 名 | 資本金 (百万円) | 議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|-------------------|--------------|--------------|-----------------------------------|
| 株式会社ファーマみらい | 50 | 100.00 | 調剤薬局の経営および医薬品分割販売業 |
| セイコーメディカルブレーン株式会社 | 30 | 100.00 | 調剤薬局の経営 |
| 株式会社ストレチア | 25 | 100.00 | 調剤薬局の経営 |
| ベガファーマ株式会社 | 10 | 100.00 | 調剤薬局の経営 |
| 有限会社キュア | 5 | 100.00 | 調剤薬局の経営 |
| 株式会社青葉堂 | 3 | 100.00 | 調剤薬局の経営 |
| 株式会社厚生 | 3 | 100.00 | 調剤薬局の経営 |
| 共創未来ファーマ株式会社 | 199 | 100.00 | 医薬品製造販売業 |
| 株式会社東京臨床薬理研究所 | 401 | 100.00 | 治験施設支援業 |
| 株式会社アルフ | 90 | 91.48 | 情報処理機器の企画・販売業 |
| 株式会社ネグジット総研 | 20 | 100.00 | ソフトウェアの開発・販売、企業・医業経 営コンサルティング業 |
| 株式会社e健康ショップ | 50 | 90.05 | 医薬品に関するインターネット事業 |
| 株式会社eヘルスケア | 79 | 95.80 | 情報提供サービス業務 |

(注) 議決権比率には、間接所有も含まれております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「全ては健康を願う人々のために」をコーポレートスローガンとして掲げ、「わたしたちは社会・顧客と共生し、独創的なサービスの提供を通じて新しい価値を共創し、世界の人々の医療と健康に貢献します。」との経営理念のもと、常に健康を願う人々を第一に考え、その満足度を高めるべく顧客価値の創造に取り組むことで、持続的な成長による中長期的な企業価値の向上とコーポレートブランドの確立を目指しております。

我が国においては現在、国民の健康寿命の延伸と超高齢社会、総人口の減少における持続可能な社会保障制度の構築・維持を目的に、薬価の毎年改定や長期収載品への選定療養の導入など医療費抑制のための様々な施策が導入されております。また、国民が良質な医療やケアを受けられるために、医療DXの促進や、「地域包括ケアシステム」の構築への取り組み等が進められております。さらに近年は、遺伝子治療医薬品や再生医療等製品をはじめとした、高額で厳密な管理が必要とされる医薬品が多く登場するなど、医薬品のモダリティ が大きく変化しており、医薬品等の多様性に対応できる営業・物流体制の構築が求められております。

このように医療ならびに医薬品業界の環境変化がますます加速しているなか、この先の次代においても医療機関・健康を願う人々をはじめとするステークホルダーへの付加価値を提供し、社会に貢献する企業であり続けるべく、2026年3月期を最終年度とす

る、中期経営計画2023-2025「次代を創る」を策定し、(1)事業変革、(2)成長投資・収益性向上、(3)サステナビリティ経営、(4)資本効率の改善と株主還元の向上、の4つの基本方針のもと、当社グループの目指す姿の実現に向けて各施策を進めております。

また、当社グループは企業の安定的かつ長期的な成長と、持続可能な社会の実現に向けて、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance)、およびコンプライアンスのそれぞれの領域における課題を洗いだし、その解決に向けて取り組むサステナビリティ経営を推進しております。

医薬品等の流通を担う立場として、環境保全と事業活動の両立を最重要課題と捉え、CO2排出量の短期および中長期的な削減目標を設定し、配送回数の適正化をはじめとする配送効率の向上や太陽光パネルの設置、EV車の導入、再生可能エネルギー由来の電力プランへの切り替え等に取り組んでおります。当社グループは、社員は会社の財産、すなわち「人財」であるとの考えのもと、人財によって成長してきた歴史と、社員の自由な発想を尊重してきた企業文化を大切に継承するとともに、性別・国籍・年齢等を問わない幅広い人財活用と、各種研修やプロジェクトへの参画を通じた人財育成、働き方改革の推進にも取り組んでおります。今後も社員一人ひとりの人権・人格を尊重することで、自由闊達な企業風土を醸成するとともに、人的資本価値の最大化を図ってまいります。

さらに、健全な事業活動を行うべく、ガバナンスの一層の強化を図るとともに、全ての役職員が「関連法規の遵守」と「コンプライアンス・リスクマネジメント」を最優先事項として行動してまいります。加えて、医療および健康関連企業としての公共性と社会インフラとしての使命を認識し、非常時においても医療提供体制を維持するため、震災・パンデミック対策など医薬品の安定供給に必要な投資を各ステークホルダーからの信頼と共感をベースに進めてまいります。

このような取り組みを推進することで、健康を願う人々、顧客、地域社会、株主、社員など全てのステークホルダーから必要とされ、継続して支持される企業集団を目指してまいります。

(注) モダリティとは、創薬技術や手法等の治療手段の種別のことであります。

(5) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

| 部門別 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------|----------------------------|
| 医薬品 卸売事業 | 医薬品・麻薬・検査薬等の販売、医療機器の販売 |
| 調剤薬局事業 | 保険調剤薬局の経営、在宅医療支援業務、医薬品の販売 |
| 医薬品製造販売事業 | 医療用医薬品の製造および販売、注射用医薬品の受託製造 |
| その他周辺事業 | 上記事業に関連する周辺事業 |

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

| 会社名 | 事業所 | | 所在地 |
|---------------|-------|---|--------------------------------------|
| 当 社 | 本 | 店 | 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号 |
| | 本 | 社 | 東京都中央区八重洲二丁目2番1号 |
| | 子 会 | 社 | 東邦薬品株式会社(東京都) |
| | , – | | ファーマクラスター株式会社(東京都) |
| | | | 株式会社東邦システムサービス(東京都) |
| | | | 株式会社スクウェア・ワン(東京都) |
| | | | 共創未来ファーマ株式会社(東京都) |
| | | | 株式会社東京臨床薬理研究所(東京都) |
| | | | 株式会社アルフ(東京都) |
| | | | 株式会社e健康ショップ(東京都) |
| | | | 株式会社eヘルスケア(東京都) |
| | | | 株式会社清水薬局(東京都) |
| | | | 株式会社青葉堂(大阪府)、株式会社厚生(大阪府) |
| | | | 株式会社ネグジット総研(兵庫県) |
| | | | セイコーメディカルブレーン株式会社(福岡県) |
| 東邦薬品株式会社 | | 店 | 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号 |
| (医薬品卸売事業) | 営業拠 | 点 | 北海道・東北支社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県 福島県 |
| | | | 北関東甲信越支社 茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、長野県 |
| | | | 首都圏支社 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 |
| | | | 東海・北陸支社 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 |
| | | | 関西支社 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| | 物流センタ | _ | TBC札幌(北海道)、TBC佐野(栃木県)、TBC埼玉(埼玉県) |
| | | | TBC大宮(埼玉県)、TBCダイナベース(東京都) |
| | | | TBC WILL品川(東京都)、TBC北陸(石川県) |
| | | | TBC阪神(兵庫県)、TBC広島(広島県)、TBC九州(熊本県) |
| | 子 会 | 社 | 株式会社セイエル(広島県) |
| | | | 株式会社幸燿(香川県) |
| | | | 九州東邦株式会社(福岡県) |
| ファーマクラスター株式会社 | | 店 | 東京都中央区八重洲二丁目2番1号 |
| (調剤薬局事業) | 子 会 | 社 | 株式会社ファーマみらい(東京都) |
| | | | 株式会社ストレチア(東京都) |
| | | | 有限会社キュア(新潟県) |
| | | | 株式会社J.みらいメディカル(大阪府) |
| | | | ベガファーマ株式会社(大阪府) |
| | | | 株式会社ファーマダイワ(熊本県) |

⁽注) 株式会社ストレチアおよび有限会社キュアは、株式会社ファーマみらいの子会社であります。

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 7,572名 | 127名減 |

- (注) 1. 従業員数は、嘱託・キャリアスタッフ(定年後再雇用)を含めた就業人数であります。
 - 2. 臨時雇用等は含めておりません。

② 当社の従業員数

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 192名 | _ | 47歳3ヶ月 | 18年5ヶ月 |

- (注) 1. 従業員数は、嘱託・キャリアスタッフ(定年後再雇用)を含めた就業人数であります。
 - 2. 臨時雇用等は含めておりません。
 - 3. 従業員数には、他社への出向者18名は含めておりません。
 - 4. 他社からの出向者の受け入れは10名で、従業員数に含めております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| | | 借 | 7 | | 先 | | | | 借 入 額(百万円) |
|---|---|-----|-----|----------|------------|---|---|---|------------|
| 株 | 式 | 会 | 社 る | y | す " | ほ | 銀 | 行 | 2,651 |
| 株 | 式 | 会 社 | 三素 | 更 し | J F | J | 銀 | 行 | 668 |
| 株 | 式 | 会 社 | Ξ | 井 | 住 | 友 | 銀 | 行 | 2,218 |

(注) 当社および連結子会社の主要な借入先の状況を記載しております。

2. 株式に関する事項(2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

192,000,000株

② 発行済株式の総数

76,431,342株

③ 株

主

数

4,401名

④ 大

株 主

| 株主名 | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|--|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 6,314 | 10.05 |
| 塩野義製薬株式会社 | 3,500 | 5.57 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 1,904 | 3.03 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I SG (FE-AC) | 1,904 | 3.03 |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一三共口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行 | 1,637 | 2.60 |
| 東邦ホールディングス従業員持株会 | 1,531 | 2.43 |
| みずほ証券株式会社 | 1,526 | 2.43 |
| 河野 博行 | 1,333 | 2.12 |
| BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS | 1,304 | 2.07 |
| JPモルガン証券株式会社 | 1,269 | 2.02 |

⁽注) 持株比率は自己株式 (13,639,304株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

| 区 分 | 株式数(株) | 交付対象者数(名) |
|----------------------|--------|-----------|
| 取締役 (監査等委員であるものを除く。) | 11,500 | 6 |

⁽注) 監査等委員である取締役に対し、株式の交付は行っておりません。

(ご参考) 当社が保有する株式に関する事項

当社は、経営戦略、取引先との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、当社グループの中 長期的な企業価値向上に資すると思われる株式を保有しております。

これらの株式の保有の適否については、保有株式毎に保有に伴う便益等が当社の方針に見合っ ているかを精査し、保有の妥当性が認められないと考える場合には売却するなど、定期的に見直 しを行っております。

また、2023年5月に中期経営計画2023-2025「次代を創る」にて発表いたしましたとおり、 政策保有株式については、保有企業先との十分な対話を経た上で、継続的に縮減を進めておりま す。本方針に基づき、当連結会計年度においては前年度を大幅に上回る13.188百万円を売却い たしました。



- (注) 1. 上記金額は非上場株式を含んでおります。
 - 2. みなし保有株式に該当する株式を保有しておりません。

売却額および売却銘柄数の推移

| 年 度 | 売 却 数 | 売 却 額 |
|--------------|-------|-----------|
| 第72期(2020.3) | 52銘柄 | 2,298百万円 |
| 第73期(2021.3) | 16銘柄 | 7,391百万円 |
| 第74期(2022.3) | 15銘柄 | 5,195百万円 |
| 第75期(2023.3) | 12銘柄 | 5,808百万円 |
| 第76期(2024.3) | 12銘柄 | 13,188百万円 |

(注) 売却額および売却銘柄数は一部売却を含んでおります。

3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

| 名 称 (発 行 日) | 新株予約権の数 | 新株予約権の 目的となる株式 の種類および数 | 新株予約権 の払込金額 | 新株予約権 の行使価額 | 新株予約権の 行使期間 | 保有人数 |
|-----------------------------|---------|------------------------------|-----------------|----------------|---------------------------|---|
| 第1回新株予約権 (2013年9月24日) | 23個 | 普通株式 2,300株 | 1株当たり 1,505円 | 1株当たり 1円 | 2013年9月25日から 2043年9月24日まで | 取 締 役 1名 |
| 第 2 回新株予約権 (2015年12月24日) | 32個 | 普通株式 3,200株 | 1株当たり 2,585円 | 1株当たり 1円 | | 取締役(社外 取締役を除く。) 4名 社外取締役 1名 |
| 第3回新株予約権 (2017年2月6日) | 90個 | 普通株式 9,000株 | 1株当たり 2,191円 | 1株当たり 1円 | 2017年2月7日から2047年2月6日まで | 取締役(社外 取締役を除く。) 4名 社外取締役 1名 |

(注) 1. 第1回および第2回新株予約権の主たる行使条件

新株予約権者は、当社において取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割り当てを受けた新株予約権を行使することができます。

2. 第3回新株予約権の主たる行使条件 新株予約権者は、新株予約権の割当日の翌日から3年間を経過した日の翌日から新株予約権を行使 することができます。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2024年3月31日現在)

| 氏 名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|---------|---------------------|--|
| 有 働 敦 | 代表取締役CEO | |
| 枝、廣、弘、巳 | 代表取締役CFO | |
| 馬田明 | 専務取締役C〇〇 | 東邦薬品株式会社代表取締役社長 |
| 松谷竹生 | 取締役 | |
| 多田眞美 | 取締役 薬事統括部長 兼 品質保証室長 | |
| 村川健太郎 | 取締役 医薬品製造販売事業管掌 | |
| 加茂谷 佳 明 | 社外取締役 (監査等委員) | |
| 渡邊俊介 | 社外取締役 (監査等委員) | 国際医療福祉大学大学院客員教授 |
| 小谷秀仁 | 社外取締役 (監査等委員) | Frederick Research合同会社代表社員 ノボキュア株式会社代表取締役 |

- (注) 1. 監査等委員である取締役の加茂谷佳明、渡邉俊介、小谷秀仁の各氏は社外取締役であります。また、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 監査等委員である取締役の小谷秀仁氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役の加茂谷佳明、渡邉俊介、小谷秀仁の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等が補填されることになります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や故意の法令違反行為を行った場合には補填の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役等の主要な業務執行者です。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を、2021年1月22日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

- I. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 当社の取締役の基本報酬は、当社を取り巻く経営環境等を勘案した上で各取締役 の職位・役割に応じた固定報酬で、月額報酬として支給する。役員賞与は会社業績 への貢献度等に応じ決定し、毎年一定の時期に支給する。
- II. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬を導入しており、実施する場合には、実施 の可否と、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その割当てについて取締 役会にて決定する。
- Ⅲ. 基本報酬(金銭報酬)の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 個人別の報酬等の支給割合は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることとする。
- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、取締役(監査等委員であるものを除く。)と監査等委員である取締役の報酬等を区別し、それぞれの報酬限度額を取締役(監査等委員であるものを除く。)は「年額7億円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)」(ただし、使用人分給与は含まれない。)として、監査等委員である取締役は「年額50百万円以内」として、2016年6月29日開催の第68回定時株主総会において決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は16名(うち、社外取締役は3名)、監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを従来以上に与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額の範囲内にて、年額55百万円以内(うち社外取締役分は年額5百万円以内)として、2017年6月29日開催の第69回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬を導入することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は16名(うち、社外取締役は3名)です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬等の内容につきましては、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や貢献度の評価を行うため、代表取締役に権限を委任しております。委任した権限が適切に行使されるよう、代表取締役が指名した複数の取締役で協議を行い、取締役会決議に基づき、代表取締役が協議の上、決定しております。

取締役会は、報酬等の決定方針および当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額

| E () | 報酬等の総額 | 報酬等 | 対象となる | | |
|-----------------------------------|--------------|--------------|------------|------------|------------------|
| 区分 | (百万円) | 月額報酬 | 役員賞与 | 譲渡制限付株式 | 役 員 の 人 数 (名) |
| 取締役 (監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役) | 326 (–) | 283 (–) | 19 (-) | 23 (–) | 6 (-) |
| 監査等委員である取締役 (うち社外取締役) | 45 (45) | 42 (42) | 2 (2) | - (-) | 3 (3) |
| 合 計 (うち社外取締役) | 371 (45) | 326 (42) | 22 (2) | 23 (–) | 9 (3) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 役員賞与および譲渡制限付株式による報酬額は、いずれも当事業年度に費用計上した額であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先との関係

| ヨ事耒午及における土な活期状况、 | | | | | | 里女は米戦儿とり内が | | |
|------------------|-----|---|------------|-------------------|---------------------|--|--|--|
| 氏 | 氏 名 | | 役員区分 | 出席 取締役会 | 状況 監査等委員会 | 主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係 | | |
| 加茂谷 | 佳 | 明 | 取締役(監査等委員) | 13回/13回 (100%) | 8 回 / 8 回 (100%) | 取締役会において、経営管理部門や業界団体の要職を務められたことにより培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役の立場から助言等を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督、意思決定に貢献しております。また、指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等の審議に独立した立場から発言を行っております。監査等委員会においては、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べております。 | | |
| 渡邉 | 俊 | 介 | 取締役(監査等委員) | 12回/13回 (92%) | 7 | 取締役会において、元日本経済新聞論説委員および大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役の立場から助言等を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督、意思決定に貢献しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等の審議に独立した立場から発言を行っております。 監査等委員会においては、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べております。 なお、同氏は国際医療福祉大学大学院客員教授に就任しており、当社の連結子会社は同大学に対し、医療用医薬品等を販売しておりますが、当該取引額の割合は当社グループの年間連結売上高の1%未満であります。 | | |
| 小谷 | 秀 | 仁 | 取締役(監査等委員) | 13回/13回 (100%) | 8 回 / 8 回 (100%) | 取締役会において、製薬・医療機器・医療IT業界における豊富な知識と企業経営における幅広い見識を活かし、社外取締役の立場から助言等を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督、意思決定に貢献しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等の審議に独立した立場から発言を行っております。監査等委員会においては、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べております。なお、同氏はFrederick Research合同会社代表社員およびノボキュア株式会社代表取締役に就任しておりますが、同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はございません。 | | |

5. 会計監査人に関する事項

- ① 名 称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

| | 支 | 払額 | (百万円) | |
|--|---|----|-------|-----|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | | | | 115 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額 | | | | 176 |

- (注) 1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、転換社債型新株予約権付社債発行に伴うコンフォート・レターの作成業務に対する報酬を支払っております。
 - 2. 監査等委員会は、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
 - 3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めて記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人の解任を決定いたします。

また、監査等委員会は、毎期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、および職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、1株当たりの利益を向上させることが責務であると認識しております。利益配分については、将来の収益基盤の強化と市況変動に備えて内部留保の充実に努めながら、配当政策は安定配当を基本として、毎期の業績変動をも勘案していきたいと考えております。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、この方針に基づき、期末配当金は、1株当たり22円とさせていただきました。既に実施済の中間配当金18円と合わせまして、年間配当金は1株当たり40円となります。

なお、当社は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において剰余金の配当等を 取締役会の決議によって決定することができる旨(定款第43条)の決議をいただいており ます。

連結貸借対照表(2024年3月31日現在)

| | | | (単位・日刀口) |
|--------------|----------|--------------|----------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| (資産の部) | 773,427 | (負債の部) | 523,990 |
| 流動資産 | 597,888 | 流動負債 | 471,305 |
| 現金及び預金 | 132,970 | 支払手形及び買掛金 | 438,072 |
| 受取手形 | 2,107 | 短期借入金 | 139 |
| 売掛金 | 336,618 | 1年內返済長期借入金 | 413 |
| 商品及び製品 | 87,107 | リース債務 | 574 |
| 原材料及び貯蔵品 | 180 | 未払法人税等 | 7,429 |
| 仕入割戻未収入金 | 12,171 | 契約負債 | 180 |
| その他 | 27,091 | 未払費用 | 2,851 |
| 貸倒引当金 | △359 | 賞与引当金 | 3,681 |
| 固定資産 | 175,538 | 役員賞与引当金 | 43 |
| 有形固定資産 | 87,478 | その他 | 17,921 |
| 建物及び構築物 | 34,612 | 固定負債 | 52,684 |
| 機械装置及び運搬具 | 217 | 社債 | 22,092 |
| 器具及び備品 | 8,857 | 長期借入金 | 6,074 |
| 土地 | 42,311 | リース債務 | 952 |
| リース資産 | 1,001 | 繰延税金負債 | 11,714 |
| 建設仮勘定 | 477 | 再評価に係る繰延税金負債 | 753 |
| 無形固定資産 | 5,636 | 退職給付に係る負債 | 2,539 |
| のれん | 297 | 資産除去債務 | 2,846 |
| その他 | 5,339 | 債務保証損失引当金 | 148 |
| 投資その他の資産 | 82,423 | 独占禁止法関連損失引当金 | 4,849 |
| 投資有価証券 | 70,212 | その他 | 715 |
| 長期貸付金 | 1,882 | (純資産の部) | 249,437 |
| 繰延税金資産 | 2,146 | 株主資本 | 234,701 |
| その他 | 9,551 | 資本金 | 10,649 |
| 貸倒引当金 | △1,369 | 資本剰余金 | 45,212 |
| | | 利益剰余金 | 209,746 |
| | | 自己株式 | △30,907 |
| | | その他の包括利益累計額 | 14,486 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 18,770 |
| | | 土地再評価差額金 | △4,283 |
| | | 新株予約権 | 144 |
| | | 非支配株主持分 | 104 |
| 資産合計 | 773,427 | 負債及び純資産合計 | 773,427 |
| (注) <u>司</u> | <u> </u> | | |

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

| 科 | 金 | 額 |
|-----------------|------------|-----------|
| | | 1,476,712 |
| 売上原価 | | 1,357,564 |
| 売上総利益 | | 119,148 |
| 販売費及び一般管理費 | | 99,817 |
| 営業利益 | | 19,331 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 1,308 | |
| 持分法による投資利益 | 164 | |
| その他 | 1,754 | 3,227 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 62 | |
| その他 | 708 | 771 |
| 経常利益 | | 21,787 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 101 | |
| 投資有価証券売却益 | 9,699 | |
| その他 | 215 | 10,016 |
| 特別損失 | 105 | |
| 固定資産処分損 減損損失 | 195 260 | |
| 投資有価証券評価損 | 135 | |
| 関係会社株式評価損 | 413 | |
| その他 | 15 | 1,020 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 30,783 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 10,922 | |
| 法人税等調整額 | △808 | 10,113 |
| 当期純利益 | | 20,669 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 12 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 20,657 |

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表(2024年3月31日現在)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------------------|--------------------|--------------------------------|------------------|
| (資産の部) | 267,428 | (負債の部) | 117,374 |
| 流動資産 | 124,298 | 流動負債 | 81,230 |
| 現金及び預金 | 121,512 | リース債務 | 126 |
| 営業未収入金 | 96 | 未払金 | 277 |
| 前払費用 | 30 | 未払費用 | 662 |
| その他の未収入金 | 705 | 未払法人税等 | 2,500 |
| その他 | 1,952 | 未払消費税等 | 34 |
| 固定資産 | 143,130 | 預り金 | 77,536 |
| 有形固定資産 | 42,340 | 賞与引当金 | 70 |
| 建物 | 21,112 | 役員賞与引当金 | 22 |
| 構築物 | 439 | 固定負債 | 36,144 |
| 器具及び備品 | 506 | 社債 | 22,092 |
| 土地 | 19,534 | リース債務 | 343 |
| リース資産 | 426 | 繰延税金負債 再现保上係了場び投合負債 | 10,617 |
| 建設仮勘定 | 321 | 再評価に係る繰延税金負債 | 753 10 |
| 無形固定資産 借地権 | 1,112 12 | 退職給付引当金 債務保証損失引当金 | 148 |
| リフトウェア | 1,044 | 資産除去債務 | 2,009 |
| その他 | 56 | その他 | 168 |
| 投資その他の資産 | 99,676 | (純資産の部) | 150,054 |
| 投資有価証券 | 49,219 | 株主資本 | 132,429 |
| 関係会社株式 | 44,232 | 資本金 | 10,649 |
| 関係会社出資金 | 1,585 | 資本剰余金 | 46,177 |
| 長期貸付金 | 640 | 資本準備金 | 46,177 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,282 | 利益剰余金 | 106,550 |
| 破産更生債権等 | 2,860 | 利益準備金 | 664 |
| 長期前払費用 | 172 | その他利益剰余金 | 105,886 |
| その他 | 1,667 | 土地圧縮積立金 | 1,356 |
| 貸倒引当金 | △1,983 | 別途積立金 | 6,336 |
| | | 繰越利益剰余金 | 98,193 |
| | | 自己株式 | △30,947 |
| | | 評価・換算差額等 | 17,479 |
| | | その他有価証券評価差額金 土地再評価差額金 | 21,740 △4,260 |
| | | 工地 内 計画左領並 新株予約権 | △4,260 144 |
| 資産合計 | 267,428 | <u>利休 が地</u> 負債及び純資産合計 | 267,428 |
| 尺조니미 | 207,720 | スススンドでスエロロ | 207,420 |

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|--------|--------|
| 営業収益 | | |
| 経営指導料収入 | 1,336 | |
| 不動産賃貸料収入 | 4,019 | |
| 受取配当金収入 | 6,639 | |
| その他 | 520 | 12,515 |
| 営業費用 | | 8,708 |
| 営業利益 | | 3,807 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 1,367 | |
| その他 | 475 | 1,842 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 372 | |
| その他 | 394 | 766 |
| 経常利益 | | 4,883 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 18 | |
| 投資有価証券売却益 | 11,337 | |
| その他 | 0 | 11,356 |
| 特別損失 | 100 | |
| 固定資産処分損 | 103 | |
| 減損損失 | 12 | |
| 投資有価証券評価損 | 135 | |
| その他 | 11 | 262 |
| 税引前当期純利益 | 0.450 | 15,977 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,158 | 2.050 |
| 法人税等調整額 | △299 | 2,858 |
| 当期純利益 | | 13,118 |

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

東邦ホールディングス株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 野 水 善 之

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 白 鳥 大 輔

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 髙 田 雅 代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

一会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

東邦ホールディングス株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 野 水 善 之

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 白 鳥 大 輔

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 髙 田 雅 代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業 報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

東邦ホールディングス株式会社 監査等委員会

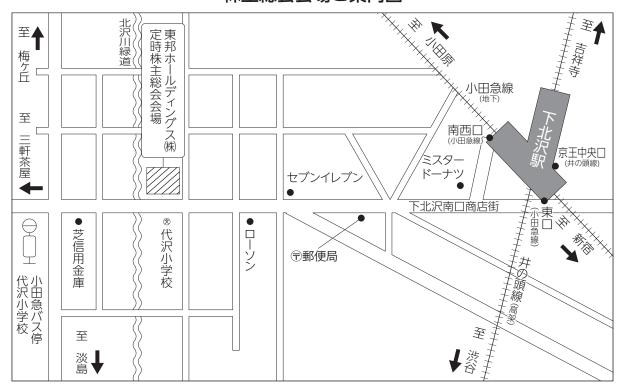
監査等委員 加茂谷 佳 明 ⑩ 監査等委員 渡邉 俊 介 卿

監査等委員 小谷秀仁 ⑩

(注) 監査等委員加茂谷佳明、渡邉俊介及び小谷秀仁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 ト

株主総会会場ご案内図



会 場

〒155-8655 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号 東邦ホールディングス株式会社 代沢本館6階大会議室 電話 03 (3419) 7811 (代表)

【電車】 小田急小田原線「下北沢駅」南西口・東口下車 または、 京王井の頭線「下北沢駅」京王中央口下車、徒歩約12分

【バス】 渋谷駅西口バス乗り場より小田急バス「渋54系統 経堂駅行」 乗車、「代沢小学校」下車、徒歩約1分

